令和7年度雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)

このパンフレットは、令和7年4月1日時点の内容を記載しています。

#雇用関係助成金

雇用関係助成金は、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上な どを支援する助成金制度です。

##「1〕雇用調整助成金

[1-1] 雇用調整助成金

[1-2] 趣旨

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 が、休業、教育訓練、または出向によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図った場合に助 成する制度です。

[1-3] 支給要件

- 支給対象事業主
- 景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事
- 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比 べ10%以上減少していること等
- 支給対象労働者
 - 休業手当等を受ける労働者
 - 雇用保険被保険者

[1-4] 支給額

- 休業・教育訓練の場合
 - 休業手当等の一部助成2/3 [中小企業以外1/2]
- 休業子当等の一部助成2/3 [中小正業以外1/2] 支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/10以上教育訓練を実施しなかった場合、1/2 [中小企業以外1/4] 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より、実施する休業等の1/5以上教育訓練を実施
- した場合には1,800円
- 出向の場合
 - 出向元事業主の負担額の一部助成2/3「中小企業以外1/2]

[1-5] 計画届 提出先は労働局

[1-6] 支給申請

[1-7] 助成金支給までの流れ

##「2〕産業雇用安定助成金

[2-1] 産業連携人材確保等支援コース

[2-1-1] 趣旨

景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主 が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材 の雇入れに対して助成

[2-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業 主が、生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材を雇い入れる事業主
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[2-1-3] 支給額 - 250万円/人 [中小企業以外180万円/人]

- 一事業主あたり5人までの支給に限る
- 雇入れから6か月を支給対象期の第1期、次の6か月を第2期として、6か月ごとに2回に分 けて支給

[2-1-4] 計画届 提出先は労働局

[2-1-5] 支給申請

[2-1-6] 助成金支給までの流れ

[2-2] スキルアップ支援コース

[2-2-1] 趣旨

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較して 5%以上上昇させることを目的とする

[2-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を出向前と比較 して5%以上上昇させる出向元事業主
- 1か月以上2年以内の出向に限る(助成対象期間は最長12か月)
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[2-2-3] 支給額

- 出向元事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助成2/3 [中小企業 以外1/2]
- 1人1日あたり上限額8,635円、1事業所1年度あたり1,000万円まで

[2-2-4] 計画届 提出先は労働局

[2-2-5] 支給申請

[2-2-6] 助成金支給までの流れ

[2-3] 災害特例人材確保支援コース

[2-3-1] 趣旨

令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働 者の雇用を確保するため、在籍型出向により労働者を送り出す事業主、または当該労働者を受け 入れる事業主に対して助成

[2-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 令和6年能登半島地震に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主
- 出向元事業主は、七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町のいずれかに事業所が所在する事業主であること
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[2-3-3] 支給額

- 出向元事業主および出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金の一部を助 成4/5 [中小企業以外2/3]
- 1人1日あたり出向元・先の計8,635円を上限

[2-3-4] 計画届 提出先は労働局

[2-3-5] 支給申請

[2-3-6] 助成金支給までの流れ

[3] 早期再就職支援等助成金

[3-1] 再就職支援コース

[3-1-1] 趣旨

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援 を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)に対して助成

[3-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための 支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主(再就職が実現した場合に限る)
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者
 - 再就職が実現した労働者

[3-1-3] 支給額

- 再就職支援(1人あたり上限60万円)
 - 委託費用の1/2 [中小企業以外1/4]
 - 支給対象者45歳以上 委託費用の2/3 [中小企業以外1/3]
 - 特例区分に該当する場合、委託費用の2/3 [中小企業以外1/3] 支給対象者45歳以上 委託費用の4/5 [中小企業以外2/5]

 - 訓練を委託した場合、訓練実施に係る費用の2/3 グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算
- 休暇付与支援
 - 日額8,000円 [中小企業以外5,000円] (上限180日分)
 - 離職後1か月以内に再就職を実現した場合、1人あたり10万円を加算
- 職業訓練実施支援

 - 訓練実施に係る費用の3/4 賃金助成 960円/時 [中小企業以外480円/時]

[3-1-4] 計画届 提出先は労働局

[3-1-5] 支給申請

[3-1-6] 助成金支給までの流れ

[3-2] 雇入れ支援コース

[3-2-1] 趣旨

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期間の 定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を5%以上上昇させた事業主に対して助成

[3-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に期 間の定めのない労働者として雇い入れ、当該労働者の賃金を5%以上上昇させた事業主
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者
 - 期間の定めのない労働者となった労働者
 - 5%以上賃金が上昇した労働者

[3-2-3] 支給額

- 早期雇入れ支援(1年度1事業所あたり500人上限) 通常助成 1人あたり30万円 優遇助成 1人あたり40万円

[3-2-4] 計画届

提出先は労働局

[3-2-5] 支給申請

[3-2-6] 助成金支給までの流れ

[3-3] 中途採用拡大コース

[3-3-1] 趣旨

中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大させた事業主に対して助成

[3-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 中途採用者の雇用管理制度を整備したうえで中途採用者の採用を拡大させた事業主
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[3-3-3] 支給額

- 50万円 (中途採用率を計画期間前3年間より20ポイント以上向上させた場合)
- 100万円 (中途採用率を計画期間前3年間より20ポイント以上向上させ、うち45歳以上の労働者で10ポイント以上上昇させ、かつ、当該45歳以上の労働者全員の賃金を前職と比べて5%以上上昇させた場合)

[3-3-4] 計画届 提出先は労働局

[3-3-5] 支給申請

[3-3-6] 助成金支給までの流れ

[3-4] UIJターンコース

[3-4-1] 趣旨

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対してその採用活動に要した経費の一部を助成

[3-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 東京圏からの移住者を雇い入れた事業主
- デジタル田園都市国家構想交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[3-4-3] 支給額

- 助成対象経費に1/2「中小企業以外1/3]を乗じた額(上限100万円)

[3-4-4] 計画届 提出先は労働局

[3-4-5] 支給申請

[3-4-6] 助成金支給までの流れ

##[4]特定求職者雇用開発助成金

[4-1] 特定就職困難者コース

[4-1-1] 趣旨

高年齢者(60歳以上)や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成

[4-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 高年齢者(60歳以上)や障害者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主- 支給対象労働者
 - 高年齢者(60歳以上)、母子家庭の母等
 - 身体·知的障害者(重度以外)

- 身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者

[4-1-3] 支給額

- 高年齢者(60歳以上)、母子家庭の母等 1人あたり60万円 [中小企業以外50万円]
- 短時間労働者は40万円 [中小企業以外30万円]
- 身体·知的障害者(重度以外)
 - 1人あたり120万円 [中小企業以外50万円] 短時間労働者は80万円 [中小企業以外30万円]
- 身体・知的障害者(重度または45歳以上)、精神障害者 1人あたり240万円 [中小企業以外100万円]

 - 短時間労働者は80万円 [中小企業以外30万円]

[4-1-4] 計画届 提出先は労働局

[4-1-5] 支給申請

[4-1-6] 助成金支給までの流れ

[4-2] 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

[4-2-1] 趣旨

発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続 して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成

[4-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- ・発達障害者または難病患者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、 継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主
- · 支給対象労働者
 - 発達障害者または難病患者

[4-2-3] 支給額

- 1人あたり120万円 [中小企業以外50万円]
- 短時間労働者は80万円 [中小企業以外30万円]

[4-2-4] 計画届 提出先は労働局

[4-2-5] 支給申請

[4-2-6] 助成金支給までの流れ

[4-3] 中高年層安定雇用支援コース

[4-3-1] 趣旨

いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層のうち正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主に対して助成

[4-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- いわゆる就職氷河期世代を含む中高年層のうち正規雇用の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用に就くことが困難な者を正規雇用労働者(短時間労働者を除く)として雇い入れた事業主
- 支給対象労働者
 - 35歳以上60歳未満の者
- 雇入れ日前直近5年間に正規雇用労働者等として雇用された期間を通算した期間が1年以下 であり、雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことが
- 紹介日時点で失業状態の者または非正規雇用労働者かつ、 「ハローワークや職業紹介事業者 等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」
 - 正規雇用労働者として雇用されることを希望している者

[4-3-3] 支給額 ・1人あたり60万円「中小企業以外50万円]

[4-3-4] 計画届 提出先は労働局

[4-3-5] 支給申請

[4-3-6] 助成金支給までの流れ

[4-4] 生活保護受給者等雇用開発コース

[4-4-1] 趣旨

地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハローワ 一クまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事 業主に対して助成

[4-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を、ハロ 一ワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ た事業主
- 支給対象労働者
- 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人 等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保 護対象者

[4-4-3] 支給額

- 1人あたり60万円 [中小企業以外50万円]
- 短時間労働者は40万円「中小企業以外30万円]

[4-4-4] 計画届 提出先は労働局

[4-4-5] 支給申請

[4-4-6] 助成金支給までの流れ

[4-5] 成長分野等人材確保・育成コース

[4-5-1] 趣旨

- ①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助 成
- ②就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定 し、人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主に対して助成

[4-5-2] 支給要件

- へ叫るる事本工 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定 し、人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主 支給対象労働者

- 人材開発支援助成金を活用した訓練(1コースのOFF-JT訓練時間が10時間以上)
- 雇入れ日等から3年以内に5%以上(最低賃金に達するまでの増額分は含めない)

[4-5-3] 支給額

- 特定求職者雇用開発助成金の各コース(4-I~4-IV)の1.5倍の助成額

[4-5-4] 計画届 提出先は労働局

[4-5-5] 支給申請

[4-5-6] 助成金支給までの流れ

[5] トライアル雇用助成金

[5-1] 一般トライアルコース

[5-1-1] 趣旨

職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民間の 職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成

[5-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 職業経験、技能、 知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を、ハローワークまたは民 間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試行雇用する事業主
- 支給対象労働者
 - 2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者
 - 離職している期間が1年を超えている者
- 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年 を超えているもの
- 60歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 就職支援にあたって特別の配慮を要する者

[5-1-3] 支給額

- 1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)
- 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合:月額最大5万円(最長3か月間)

[5-1-4] 計画届 提出先は労働局

[5-1-5] 支給申請

[5-1-6] 助成金支給までの流れ

[5-2] 障害者トライアルコース

[5-2-1] 趣旨

就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試 行雇用を行う事業主に対して助成

[5-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期 間試行雇用を行う事業主
- 支給対象労働者
 - 就職が困難な障害者

[5-2-3] 支給額

- 精神障害者の場合
 - 助成期間:最長6か月
 - トライアル雇用期間:原則6~12か月
 - 助成額:雇入れから3か月間 → 1人あたり月額最大8万円
 - 助成額:雇入れから4か月以降 → 1人あたり月額最大4万円
- 上記以外の場合
- 助成期間:最長3か月
- トライアル雇用期間:原則3か月。ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月 まで延長可能
 - 助成額: 1人あたり月額最大4万円

[5-2-4] 計画届 提出先は労働局

[5-2-5] 支給申請

[5-2-6] 助成金支給までの流れ

[5-3] 障害者短時間トライアルコース

[5-3-1] 趣旨

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主に対して助成

[5-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、 3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試行雇用を行う事業主

- 支給対象労働者

- 直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者

[5-3-3] 支給額

- 1人あたり月額最大4万円(最長12か月間)

[5-3-4] 計画届 提出先は労働局

[5-3-5] 支給申請

[5-3-6] 助成金支給までの流れ

[5-4] 若年・女性建設労働者トライアルコース

[5-4-1] 趣旨

若年者(35歳未満)または女性を主として建設工事の現場作業または施工管理に従事する者として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース)の支給決定を受けた中小建設事業主に対して助成

[5-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 若年者(35歳未満)または女性を主として建設工事の現場作業または施工管理に従事する者として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金(一般トライアルコース、障害者トライアルコース)の支給決定を受けた中小建設事業主

- 支給対象労働者

- 若年者(35歳未満)または女性を主として建設工事の現場作業または施工管理に従事する者

[5-4-3] 支給額

- 1人あたり月額最大4万円(最長3か月間)

[5-4-4] 計画届 提出先は労働局

[5-4-5] 支給申請

[5-4-6] 助成金支給までの流れ

[6] 地域雇用開発助成金

[6-1] 地域雇用開発コース

[6-1-1] 趣旨

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域などにおいて、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主に対して助成

[6-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域などにおいて、 事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者等の雇入れを行った事業主

- 支給対象制度等

- 事業所の設置、整備、創業を行う

- 支給対象労働者

- 地域求職者等

[6-1-3] 支給額

- 事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数等に応じて50~800万円を支給(最大3年間(3 回)支給)
- 中小企業の場合は1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せした金額を支給
- 創業の場合は1回目の支給において100~1,600万円を支給し、2回目以降は50~800万円を支給

[6-1-4] 計画届 提出先は労働局

[6-1-5] 支給申請

[6-1-6] 助成金支給までの流れ

[6-2] 沖縄若年者雇用促進コース

[6-2-1] 趣旨

沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ を行った事業主に対して助成

[6-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 沖縄県内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇 入れを行った事業主
- 支給対象労働者
 - 沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者

- #### [6-2-3] 支給額
 支払った賃金に相当する額の1/3 [中小企業以外1/4]
 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間)
- 定着状況が特に優良な場合の2年目の助成額:支払った賃金に相当する額の1/2 [中小企業 以外 1 / 3]

[6-2-4] 計画届 提出先は労働局

[6-2-5] 支給申請

[6-2-6] 助成金支給までの流れ

[7] 人材確保等支援助成金

提出先は【労働局】

[7-1] 雇用管理制度・雇用環境整備助成コース

[7-1-1] 趣旨

①雇用管理制度(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)または②業務負担軽減機器等(従業員の直接的な作業負担を軽減する機器・設備等)の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成

[7-1-2] 支給要件

支給対象事業主

- 雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事
- 支給対象制度等
 - 雇用管理制度の導入または業務負担軽減機器等の導入
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[7-1-3] 支給額

- ①の場合、導入・実施した制度に応じて助成

- 賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度:40万円<50万円> 職場活性化制度、健康づくり制度:20万円<25万円> 上限額:合計80万円<100万円>

- ②の場合、導入・使用した機器・設備等に係る経費の1/2<62.5/100>
 - 上限額:合計150万円<187.5万円>

[7-1-4] 計画届 提出先は労働局

[7-1-5] 支給申請

[7-1-6] 助成金支給までの流れ

[7-2] 中小企業団体助成コース

[7-2-1] 趣旨

都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材 確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成

[7-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の 人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体
- 支給対象制度等
 - 人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業
- 支給対象労働者
 - 中小企業の従業員

- #### [7-2-3] 支給額
 事業の実施に要した支給対象経費の2/3
 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)上限1,000万円
 中規模認定組合等(同100以上500未満)上限800万円
 小規模認定組合等(同100未満)上限600万円

[7-2-4] 計画届 提出先は労働局

[7-2-5] 支給申請

[7-2-6] 助成金支給までの流れ

[7-3] 建設キャリアアップシステム等活用促進コース

[7-3-1] 趣旨

- ①雇用する全ての技能者について、建設キャリアアップシステム(CCUS)の技能者登録を行い 能力評価によりレベルが上がった技能者の賃金を5%以上増加させた中小建設事業主に対して助 成
- ②中小構成員等に対し、技能者登録料、事業者登録料、レベル判定手数料または見える化評価手 数料の全部または一部を補助する事業を実施した建設事業主団体に対して助成

[7-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 建設事業主または建設事業主団体
- 支給対象制度等
 - 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用
- 支給対象労働者
 - 建設技能者

[7-3-3] 支給額

- ①雇用管理改善促進事業
 - 要件に該当する技能者1名につき16万円
 - 上限: 一事業年度につき160万円
- ②普及促進事業
 - (中小建設事業主団体)支給対象経費の2/3

- (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体)支給対象経費の1/2
- 上限: 一事業年度につき 全国団体: 3,000万円、都道府県団体: 2,000万円、地域団体: 1.000万円

[7-3-4] 計画届 提出先は労働局

[7-3-5] 支給申請

[7-3-6] 助成金支給までの流れ

[7-4] 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)

[7-4-1] 趣旨

- ①現場見学会、体験学習、入職内定者への教育訓練、雇用管理に必要な知識に関する研修の受講・実施など、若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体
- ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業 訓練法人に対して助成

[7-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 建設事業主または建設事業主団体
- 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人
- 支給対象制度等
 - 若年および女性労働者の入職・定着を図る事業
- 支給対象労働者
 - 若年および女性労働者

[7-4-3] 支給額

- ①の場合
 - 【建設事業主】
 - (中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/20>

 - (中小建設事業主以外の建設事業主)支給対象経費の9/20<3/20>
 雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額8,550円加算(最長6日間)
 - 【建設事業主団体】
 - (中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3
 - (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の 1/2
- 2の場合 支給対象経費の2/3

[7-4-4] 計画届 提出先は労働局

[7-4-5] 支給申請

[7-4-6] 助成金支給までの流れ

[7-5] 作業員宿舎等設置助成コース (建設分野)

[7-5-1] 趣旨

- ① 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設(トイレ、更衣室等)を賃借した中小元 方建設事業主
- ② 認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置または整備を行った広域的職業訓練を実施する職業 訓練法人
- ③ 被災地域(石川県)に所在する工事現場のための作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借し た中小建設事業主に対して助成

[7-5-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 中小元方建設事業主
 - 広域的職業訓練を実施する職業訓練法人
 - 中小建設事業主(被災地域関連)
- 支給対象制度等
 - 作業員宿舎・施設の設置

- 支給対象労働者

- 建設労働者

[7-5-3] 支給額

- ①の場合:支給対象経費の3/5<3/20>

- ②の場合:支給対象経費の1/2 - ③の場合:作業員宿舎:建設労働者の数×25万円、賃貸住宅、作業員施設:支給対象経費の2

[7-5-4] 計画届 提出先は労働局

[7-5-5] 支給申請

[7-5-6] 助成金支給までの流れ

[7-6] 外国人労働者就労環境整備助成コース

[7-6-1] 趣旨

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備(就業規則等の多言語化など)を通じて、外国人労 働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成

[7-6-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む
- 支給対象制度等
 - 就労環境の整備(多言語化など)
- 支給対象労働者
 - 外国人労働者

- #### [7-6-3] 支給額
 以下、実施した措置に応じて助成(上限額:80万円)
 【雇用労務責任者の選任】20万円
 【就業規則等の多言語化】20万円
 【苦情・相談体制の整備】20万円

 - 【一時帰国のための休暇制度の整備】20万円
 - 【社内マニュアル・標識類等の多言語化】20万円

[7-6-4] 計画届 提出先は労働局

[7-6-5] 支給申請

[7-6-6] 助成金支給までの流れ

[7-7] テレワークコース

[7-7-1] 趣旨

テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークを可能としたり、実施を拡大する取組を行う 事業主に対して助成

所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした事業主に対して助成

[7-7-2] 支給要件

支給対象事業主

- テレワーク勤務に関する制度を整備し、テレワークを可能としたり、実施を拡大する取組を 行う事業主
 - 所定のテレワーク実績基準および離職率目標を満たした事業主
- 支給対象制度等
 - テレワーク制度の整備
- 支給対象労働者
 - テレワークを行う労働者

[7-7-3] 支給額

- 【制度導入助成】20万円
- 【目標達成助成】10万円(賃金要件を満たした場合は15万円)

[7-7-4] 計画届 提出先は労働局

[7-7-5] 支給申請

[7-7-6] 助成金支給までの流れ

##[8]通年雇用助成金

[8-1] 通年雇用助成金

[8-1-1] 趣旨

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくさ れる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成

[8-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀な くされる季節労働者を通年雇用した事業主
- 支給対象制度等
- 季節労働者の通年雇用
- 支給対象労働者
 - 季節労働者

[8-1-3] 支給額

- 【事業所内就業、事業所外就業】

 - 支払った賃金の2/3 (第1回目) (上限額:71万円) 支払った賃金の1/2 (第2~3回目) (上限額:54万円)
- 【休業】
- 休業手当と賃金の1/2 (第1回目)、1/3 (第2回目) (上限額:71万円または54万 円)
- 【業務転換】
 - 支払った賃金の1/3(上限額:71万円)
- 【職業訓練】
 - 支給対象経費の1/2 (季節的業務) (上限額:対象労働者1人あたり3万円)
- 支給対象経費の2/3 (季節的業務以外) (上限額:対象労働者1人あたり4万円)
- 【新分野進出】
 - 支給対象経費の1/10(上限額:500万円)
- 【季節トライアル雇用】
 - 支払った賃金の1/2 (減額あり) (上限額:71万円)

[8-1-4] 計画届 提出先は労働局

[8-1-5] 支給申請

[8-1-6] 助成金支給までの流れ

[9] 65歳超雇用推進助成金

提出先は【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

[9-1] 65歳超継続雇用促進コース

[9-1-1] 趣旨

65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主が、受入れ事業主の就業規則改正等に必要な

経費をすべて負担した場合、送出し事業主に対して助成

[9-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上への継続 雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主
 - 他社による継続雇用制度の導入を行う送出し事業主
- 支給対象制度等
 - 定年制度の引上げ・廃止、継続雇用制度の導入
- 支給対象労働者
 - 60歳以上の雇用保険被保険者

[9-1-3] 支給額

- 【①65歳への定年の引上げ】15~30万円
- 【②66歳~69歳への定年の引上げ】20~105万円 【③70歳未満から70歳以上への定年の引上げ】30~105万円 【④定年(70歳未満に限る)の定めの廃止】40~160万円

- 【⑤希望者全員を66歳~69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】15~60万円 【⑥希望者全員を70歳未満から70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】30~100万円
- 【⑦他社による継続雇用制度の導入】支給対象経費の1/2

[9-1-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[9-1-5] 支給申請

[9-1-6] 助成金支給までの流れ

[9-2] 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

[9-2-1] 趣旨

高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直し・導入や健康診断を実施するための 制度を導入するなど、高年齢者の雇用環境を整備した事業主に対して助成

[9-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直し・導入や健康診断を実施するための制度を導入するなど、高年齢者の雇用環境を整備した事業主 支給対象制度等
- 高年齢者のための制度導入
- 支給対象労働者
 - 高年齢者

[9-2-3] 支給額

- 支給対象経費 (その経費が50万円を超える場合は50万円) の60% [中小企業以外45%]
- 1事業主につき最初の支給に限っては、50万円の経費を要したものとみなします

[9-2-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[9-2-5] 支給申請

[9-2-6] 助成金支給までの流れ

[9-3] 高年齢者無期雇用転換コース

[9-3-1] 趣旨

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成

[9-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主
- 支給対象制度等
 - 高年齢者の無期雇用転換制度
- 支給対象労働者
 - 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者

[9-3-3] 支給額 ・1人あたり30万円 [中小企業以外は23万円]

[9-3-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[9-3-5] 支給申請

[9-3-6] 助成金支給までの流れ

##[10] キャリアアップ助成金

提出先は【労働局】

[10-1] 正社員化コース

[10-1-1] 趣旨

有期雇用労働者等を正社員転換した事業主に対して助成

[10-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主
 - 正社員には「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含む
- 支給対象制度等
 - 正社員転換制度
- 支給対象労働者
 - 有期雇用労働者等(パート、アルバイト等)

[10-1-3] 支給額

- 【重点支援対象者の場合】
 - ①【有期→正規】 1人あたり80万円 [中小企業以外60万円] ②【無期→正規】 1人あたり40万円 [中小企業以外30万円]
- 【重点支援対象者以外の場合】

 - ③【有期→正規】 1人あたり40万円 [中小企業以外30万円] ④【無期→正規】 1人あたり20万円 [中小企業以外15万円]
- 【加算額】
- 通常の正社員への転換制度または直接雇用制度を新たに規定し、転換等した場合:1事業所 あたり20万円 [中小企業以外15万円] 加算
- 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、転換等した場合:1事業所あた り40万円「中小企業以外30万円〕加算

[10-1-4] 計画届 提出先は労働局

[10-1-5] 支給申請

[10-1-6] 助成金支給までの流れ

###「10-2] 障害者正社員化コース

[10-2-1] 趣旨

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成

[10-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主
- 支給対象制度等
 - 正社員転換制度
- 支給対象労働者
 - 障害のある有期雇用労働者等

[10-2-3] 支給額

- 【重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者の場合】 ①【有期→正規】1人あたり120万円 [中小企業以外90万円]

- ②【有期→無期】 1 人あたり60万円 [中小企業以外45万円] ③【無期→正規】 1 人あたり60万円 [中小企業以外45万円]
- 【重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と 診断された者の場合】
 - ①【有期→正規】1人あたり90万円[中小企業以外67.5万円]

 - ②【有期→無期】 1人あたり45万円 [中小企業以外33万円] ③【無期→正規】 1人あたり45万円 [中小企業以外33万円]

[10-2-4] 計画届 提出先は労働局

[10-2-5] 支給申請

[10-2-6] 助成金支給までの流れ

[10-3] 賃金規定等改定コース

[10-3-1] 趣旨

有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定し、昇給させた事業主に対して助成

[10-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 有期雇用労働者等の賃金規定等を増額改定(賃金規定等を3%以上増額改定)し、昇給させ
- 支給対象制度等
 - 賃金規定等の改定
- 支給対象労働者
 - 有期雇用労働者等

- #### [10-3-3] 支給額
 ①【3%以上4%未満増額改定】1人あたり4万円[中小企業以外2.6万円]
 ②【4%以上5%未満増額改定】1人あたり5万円[中小企業以外3.3万円]
 ③【5%以上6%未満増額改定】1人あたり6.5万円[中小企業以外4.3万円]

- ④【6%以上増額改定】1人あたり7万円[中小企業以外4.6万円] 職務評価を活用して増額改定を行った場合:1事業所あたり20万円[中小企業以外15万円]加 算
- 昇給制度を新たに設けた場合: 1事業所あたり20万円 [中小企業以外15万円] 加算

[10-3-4] 計画届 提出先は労働局

[10-3-5] 支給申請

[10-3-6] 助成金支給までの流れ

[10-4] 賃金規定等共通化コース

[10-4-1] 趣旨

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対し て助成

[10-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主
- 支給対象制度等
 - 賃金規定等の共通化
- 支給対象労働者
 - 有期雇用労働者等

[10-4-3] 支給額

- 1事業所あたり60万円「中小企業以外45万円]

[10-4-4] 計画届

提出先は労働局

[10-4-5] 支給申請

[10-4-6] 助成金支給までの流れ

[10-5] 賞与・退職金制度導入コース

[10-5-1] 趣旨

有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助

[10-5-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 有期雇用労働者等に賞与・退職金制度を導入し、支給または積立てを実施した事業主
- 支給対象制度等
- 賞与・退職金制度の導入 支給対象労働者
- - 有期雇用労働者等

[10-5-3] 支給額

- 1事業所あたり40万円 [中小企業以外30万円]
- 同時に導入した場合に、16.8万円 [中小企業以外12.6万円] 加算

[10-5-4] 計画届 提出先は労働局

[10-5-5] 支給申請

[10-5-6] 助成金支給までの流れ

###「10-6」社会保険適用時処遇改善コース

[10-6-1] 趣旨

短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、手当の支給や賃上げ、週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図った事業主に対 して助成

または、短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を 新たに社会保険の被保険者とした事業主に対して助成

[10-6-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 短時間労働者を新たに社会保険の被保険者とする際に、当該労働者の収入を増加させる取組として、手当の支給や賃上げ、週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図った事業主 - 短時間労働者の週所定労働時間を延長することによって処遇改善を図り、当該労働者を新た に社会保険の被保険者とした事業主
- 支給対象制度等
 - 短時間労働者の処遇改善
- 支給対象労働者
 - 短時間労働者

- #### [10-6-3] 支給額 【手当等支給メニュー
- 労働者負担分の社会保険料相当額(賃金の15%以上分)を手当等によって支給し、その後、恒 常的な処遇改善(賃金が18%以上増額するよう、賃上げ・労働時間延長)を図る
 - 1人あたり最大50万円 [中小企業以外最大37.5万円]
- 【労働時間延長メニュー】
 - 社会保険の被保険者とする際に、週所定労働時間を4時間以上等延長する
 - 1人あたり30万円 [中小企業以外22.5万円]
- 【併用メニュー】
- 被保険者とした1年目に手当等支給メニューの取組を行い、2年目に労働時間延長メニュー の取組を行う
 - 1人あたり最大50万円 [中小企業以外最大37.5万円]

[10-6-4] 計画届

提出先は労働局

[10-6-5] 支給申請

[10-6-6] 助成金支給までの流れ

##[11] 両立支援等助成金

提出先は【労働局】

[11-1] 出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

[11-1-1] 趣旨

①男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成②男性労働者の育児休業取得率が、申請年度の前年度を基準として30%以上上昇し、50%以上となった中小企業事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主に対して助成

[11-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週 間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主
- 男性労働者の育児休業取得率が、申請年度の前年度を基準として30%以上上昇し、50%以上 となった中小企業事業主や、一定の場合に2年連続70%以上となった中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 雇用環境整備や業務体制整備
- 支給対象労働者
 - 育児休業を取得した男性労働者

- #### [11-1-3] 支給額 ①第 1 種(育児休業取得) 1 人目 20万円 2 ~ 3 人目 10万円
- 1人目の育休取得前に雇用環境整備措置を4つ以上実施している場合 1人目に10万円を加算- ②第2種(育児休業取得率の上昇等)60万円
- - 対象事業主がプラチナくるみん認定事業主であった場合 15万円を加算 1事業主1回まで支給
- ①②の対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト 上で公表した場合 2万円を加算(1事業主1回限り)

[11-1-4] 計画届 提出先は労働局

[11-1-5] 支給申請

[11-1-6] 助成金支給までの流れ

[11-2] 介護離職防止支援コース

[11-2-1] 趣旨

介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主や仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主、介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務 を代替する体制の整備を行った中小企業事業主に対して助成

[11-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り
- 組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主 仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主 介護休業や短時間勤務を行う労働者の業務を代替する体制の整備を行った中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 介護支援プランの策定・実施
- 支給対象労働者
 - 介護休業や介護両立支援制度を利用した労働者

[11-2-3] 支給額

- ①介護休業 40万円 (連続5日以上の利用。連続15日以上の休業で60万円)
- ②介護両立支援制度 制度を1つ導入、1つ利用 20万円 (30万円)
 - 制度を2つ以上導入、1つ利用 25万円 (40万円)
- 20日以上利用。()は60日以上利用の場合。- 3業務代替支援新規雇用 20万円(30万円)
- 手当支給等(介護休業)5万円(10万円) 手当支給等(短時間勤務)3万円
- 5日以上利用。()は15日以上取得・利用の場合。短時間勤務は15日以上利用の場合のみ。 ①~③の対象事業主が仕事と介護を両立しやすい雇用環境整備を行った場合 10万円加算 ①~③それぞれ、1事業主あたり5人まで支給

[11-2-4] 計画届 提出先は労働局

[11-2-5] 支給申請

[11-2-6] 助成金支給までの流れ

[11-3] 育児休業等支援コース

[11-3-1] 趣旨

育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り 組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成

[11-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 育休復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 育休復帰支援プランの策定・実施
- 支給対象労働者育児休業を取得した労働者

[11-3-3] 支給額

- ①育休取得時 30万円 ②職場復帰時 30万円
- 1事業主あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給
- 対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公 表した場合、2万円を加算(1事業主1回限り)

[11-3-4] 計画届 提出先は労働局

[11-3-5] 支給申請

[11-3-6] 助成金支給までの流れ

###「11-4〕育休中等業務代替支援コース

[11-4-1] 趣旨

育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支 給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主に対して助成

[11-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手 当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小企業事業主 - 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主も支給対象
- 支給対象制度等
 - 業務代替体制の整備
- 支給対象労働者
 - 育児休業や短時間勤務制度を利用した労働者

[11-4-3] 支給額

- ①手当支給等(育児休業)
 - 業務体制整備経費: 6万円(育休1月未満 2万円)
 - 業務代替手当:支給額の3/4≪4/5≫ 上限10万円/月、12か月まで
- ②手当支給等(短時間勤務)
 - 業務体制整備経費:3万円
 - 業務代替手当:支給額の 3/4 上限3万円/月、子が3歳になるまで
- ③新規雇用(育児休業)代替期間に応じた額を支給

 - 最短:7日以上:9万円≪11万円≫ 最長:6か月以上:67.5万円≪82.5万円≫

- ①②の業務体制整備経費は労務コンサルを外部の専門事業者に委託した場合 20万円 ≪≫内はプラチナくるみん認定事業主への加算・割増 育休取得者/制度利用者が有期雇用労働者の場合 ①~③に10万円加算(代替期間 1 か月以上の 場合のみ)
- ①~③対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト 上で公表した場合 2万円を加算(1事業主1回限り)

[11-4-4] 計画届 提出先は労働局

[11-4-5] 支給申請

[11-4-6] 助成金支給までの流れ

[11-5] 柔軟な働き方選択制度等支援コース

[11-5-1] 趣旨

育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで、制度利用者を支 援する取組を行った中小企業事業主に対して助成

[11-5-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 育児中の労働者が利用できる柔軟な働き方に関する制度を複数導入したうえで、制度利用者 を支援する取組を行った中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 柔軟な働き方に関する制度の導入
- 支給対象労働者
 - 柔軟な働き方制度を利用した労働者

[11-5-3] 支給額

- 制度を2つ導入し、利用者が生じた場合 20万円
- 制度を3つ以上導入し、利用者が生じた場合 25万円
- 対象事業主が自社の育児休業等の取得状況に関する情報を「両立支援のひろば」サイト上で公 表した場合、2万円を加算(1事業主1回限り)

[11-5-4] 計画届 提出先は労働局

[11-5-5] 支給申請

[11-5-6] 助成金支給までの流れ

[11-6] 事業所内保育施設コース

[11-6-1] 趣旨

労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費 用の一部を助成

※平成28年4月1日以降、新規申請受付を停止しています

[11-6-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体
- 支給対象制度等

- 事業所内保育施設の設置・運営
- 支給対象労働者
 - 保育施設を利用する労働者

[11-6-3] 支給額

- 【設置費】設置費用の2/3[中小企業以外1/3] 上限2,300万円[中小企業以外1,500万
- 【運営費】年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円 [中小企業以外34万円] 上限 1,800万円 [中小企業以外1,360万円]

- 【増築または建替え費】

- 増築費用の1/2[中小企業以外1/3] 上限1,150万円 [中小企業以外750万円]
- 建替え費用の1/2「中小企業以外1/3] 上限2,300万円「中小企業以外1,500万円]

[11-6-4] 計画届 提出先は労働局

[11-6-5] 支給申請

[11-6-6] 助成金支給までの流れ

[11-7] 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース

[11-7-1] 趣旨

不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度を利用しやすい 環境整備に取り組み、就業規則等に基づき制度を利用させた中小企業事業主に対して助成

[11-7-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 不妊治療、月経や更年期といった女性の健康課題に対応するために両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、就業規則等に基づき制度を利用させた中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 不妊治療・女性の健康課題への両立支援制度
- 支給対象労働者
 - 制度を利用した労働者

[11-7-3] 支給額

- 不妊治療のための両立支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円 月経に起因する症状への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
- 更年期における心身の不調への対応のための支援制度を導入し、利用者が生じた場合 30万円
- 1事業主あたり 各1回限り

[11-7-4] 計画届 提出先は労働局

[11-7-5] 支給申請

[11-7-6] 助成金支給までの流れ

##「12〕人材開発支援助成金

提出先は【労働局】

[12-1] 人材育成支援コース

[12-1-1] 趣旨

雇用する労働者に対し、

- ①10時間以上の0FF-JT、
- ②中核人材を育てるために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練、 ③有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた2ヶ月以上の

を行った事業主等に対して助成

[12-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 雇用する労働者に対し、上記の訓練を行った事業主等
- 支給対象制度等
 - 職業訓練の実施
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[12-1-3] 支給額

- 【賃金助成】

- 1人1時間あたり800円<200円>[中小企業以外400円<100円>]
- 【経費助成】
 - 1の場合
 - 正規雇用労働者 実費相当額の45%<15%> [中小企業以外30%<15%>]
 - 非正規雇用労働者 実費相当額の70%<15%>
 ②の場合 実費相当額の45%<15%>
 [中小企業以外30%<15%>]
 ③の場合 正社員化した場合 実費相当額の75%<25%>
- 【OJT実施(定額)助成】 ②の場合 1人1訓練あたり20万円<5万円>[中小企業以外11万円<3万円>] ③の場合 1人1訓練あたり10万円<3万円>[中小企業以外9万円<3万円>]
- <>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や、 資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を 支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

[12-1-4] 計画届 提出先は労働局

[12-1-5] 支給申請

[12-1-6] 助成金支給までの流れ

[12-2] 教育訓練休暇等付与コース

[12-2-1] 趣旨

有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

[12-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた事業主
- 支給対象制度等
- 有給の教育訓練休暇制度
- 支給対象労働者
 - 教育訓練休暇を取得した労働者

- #### [12-2-3] 支給額 【定額助成】30万円<6万円>
- <>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や 資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を 支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

[12-2-4] 計画届 提出先は労働局

[12-2-5] 支給申請

[12-2-6] 助成金支給までの流れ

[12-3] 建設労働者認定訓練コース

[12-3-1] 趣旨

①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体、 ②雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主 に対して助成

[12-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主

- 職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体(広 域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた場合に限る)
- 雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた中小建設事業主(人材開発支援助成金(人材育 成支援コース)の支給決定を受けた場合に限る)
- 支給対象制度等
 - 認定訓練の実施・受講
- 支給対象労働者
 - 建設労働者

[12-3-3] 支給額

- 【経費助成】
- ①の場合、広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における助成対 象経費の1/6
- 【賃金助成】
- ②の場合、1人あたり日額3,800円 【賃金向上助成・資格等手当助成】
- - 2の場合、【賃金助成】の支給対象1人あたり日額<1,000円>

[12-3-4] 計画届 提出先は労働局

[12-3-5] 支給申請

[12-3-6] 助成金支給までの流れ

[12-4] 建設労働者技能実習コース

[12-4-1] 趣旨

雇用する建設労働者に、労働安全衛生法に基づく特別教育・安全衛生教育・教習・技能講習や、 建設業法施行規則に基づく登録機関技能講習などのうち、建設工事における作業に直接関連する 実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成

[12-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 建設事業主または建設事業主団体
- 支給対象制度等
- 建設労働者への技能実習
- 支給対象労働者
 - 建設労働者

[12-4-3] 支給額

- 【経費助成(建設事業主)】
 - (20人以下の中小建設事業主) 支給対象費用の3/4
- (21人以上の中小建設事業主) 35歳未満 支給対象費用の7/10、35歳以上 支給対象費用の9 $\angle 20$
- (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象費用の3/5(女性の建設労働者に技能実習を 受講させた場合に限る)
- 【経費助成(建設事業主) 賃金向上助成・資格等手当助成】
 - 支給対象費用の<3/20>
- 【経費助成(建設事業主団体)】
- (中小建設事業主団体) 支給対象費用の4/5 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象費用の2/3
- 【賃金助成】(最長20日間)
 - (20人以下の中小建設事業主) 1人あたり日額8,550円(9,405円) (21人以上の中小建設事業主) 1人あたり日額7,600円(8,360円)

 - ()は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合
- 【賃金助成 賃金向上助成・資格等手当助成】

 - (20人以下の中小建設事業主) 支給対象1人あたり日額<2,000円>- (21人以上の中小建設事業主) 支給対象1人あたり日額<1,750円>

[12-4-4] 計画届 提出先は労働局

[12-4-5] 支給申請

[12-4-6] 助成金支給までの流れ

[12-5] 人への投資促進コース

[12-5-1] 趣旨

雇用する労働者に対し、

- ①(1)高度デジタル人材の育成のための訓練や(2)大学院での訓練
- ②OFF-JT+OJTを組み合わせた6ヶ月以上の訓練(IT分野関連の訓練)
- ③定額制訓練(サブスクリプション型の研修サービス)による訓練 ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練
- ⑤長期教育訓練休暇等制度の導入等
- を実施した場合に助成

[12-5-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 上記の訓練等を実施した事業主
- 支給対象制度等
 - 高度デジタル人材育成等の訓練
- 支給対象労働者
 - 雇用保険被保険者

[12-5-3] 支給額

- ①の場合
 - 【経費助成】 (1) 実費相当額の75% [中小企業以外60%] (2) 実費相当額の75%
- (1) 1人1時間あたり1,000円 [中小企業以外500円] (2) 1人1時間あた 【賃金助成】 り1,000円(国内の大学院での訓練のみ対象)
- ②の場合

 - 実費相当額の60%<15%> [中小企業以外45%<15%>] 1人1時間あたり800円<200円> [中小企業以外400円<100円>]
- 【経費助成】 実費相当額の6 【賃金助成】 1人1時間ある 【OJT実施(定額)助成】 1人1訓練あたり20万円<5万円>[中小企業以外11万円<3 万円>]
- ③の場合
 - 【経費助成】 実費相当額の60%<15%> [中小企業以外45%<15%>]
- ④の場合
 - 【経費助成】 実費相当額の45%<15%>
- ⑤の場合
- 【制度導入助成】 20万円<4万円> 【賃金助成】 1人1時間あたり1,000円 [中小企業以外800円<200円>](有給の休暇を取得 させた場合のみ対象)
- <>内は、訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を5%以上増額させた場合や 資格等手当の支払を就業規則等に規定したうえで、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を 支払うことにより賃金が3%以上増額している場合に加算

[12-5-4] 計画届 提出先は労働局

[12-5-5] 支給申請

[12-5-6] 助成金支給までの流れ

[12-6] 事業展開等リスキリング支援コース

[12-6-1] 趣旨

事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に 助成

[12-6-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した事
- 支給対象制度等
 - 事業展開等に伴う訓練
- 支給対象労働者

- 雇用保険被保険者

[12-6-3] 支給額

- 【経費助成】 実費相当額の75% [中小企業以外60%]
- 【賃金助成】 1人1時間あたり1,000円 [中小企業以外500円]

[12-6-4] 計画届 提出先は労働局

[12-6-5] 支給申請

[12-6-6] 助成金支給までの流れ

障害者雇用納付金制度に基づく助成金

提出先は【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

[13] 障害者作業施設設置等助成金

[13-1] 障害者作業施設設置等助成金

[13-1-1] 趣旨

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題 を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成

[13-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 障害者の作業施設等の設置・整備を行う事業主
- 支給対象制度等
 - 作業施設等の設置・整備
- 支給対象労働者
 - 障害者

[13-1-3] 支給額 - 支給対象費用の2/3

[13-1-4] 計画届 提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[13-1-5] 支給申請

[13-1-6] 助成金支給までの流れ

##[14] 障害者福祉施設設置等助成金

[14-1] 障害者福祉施設設置等助成金

[14-1-1] 趣旨

継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成

[14-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 障害者の福祉施設等の設置・整備を行う事業主または事業主団体
- 支給対象制度等
 - 福祉施設等の設置・整備
- 支給対象労働者
 - 障害者

[14-1-3] 支給額

- 支給対象費用の1/3

[14-1-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[14-1-5] 支給申請

[14-1-6] 助成金支給までの流れ

[15] 障害者介助等助成金

[15-1] 障害者介助等助成金

[15-1-1] 趣旨

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の雇用管理のために、必要な介助者等を配置または委 嘱、職場復帰のために必要な職場適応措置等を行う事業主に対して助成

[15-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 障害者のために必要な介助者等を配置または委嘱、職場適応措置等を行う事業主
- 支給対象制度等
 - 介助者等の配置・委嘱、職場適応措置
- 支給対象労働者
 - 障害者

[15-1-3] 支給額

- 【職場介助者の配置または委嘱】
- 【手話通訳、要約筆記等の担当者の配置または委嘱】
- 【障害者の雇用管理や能力開発のために必要な専門職の配置または委嘱等】
- 【中途障害者や中高年齢障害者に対する技能習得支援の実施】
- 【障害者の雇用管理や能力開発措置等を行う専門職の配置または委嘱】
- 【障害者の介助等の業務を行う者の資質向上のための措置】
 - 上記については支給対象費用の3/4を助成
 - 継続措置、中高年齢者等に係る措置に対しても助成(支給対象費用の2/3を助成) 【職場支援員の配置または委嘱】 職場支援員を雇用契約により配置 1人あたり4万円/月 [中小企業以外3万円/月] 短時間労働者、特定短時間労働者に対しても助成

- 職場支援員を委嘱契約により委嘱 委嘱による支援1回あたり1万円(4万円/月が上限) 中高年齢者等に係る措置に対しても助成
- 【職場復帰支援】
 - 1人あたり6万円/月[中小企業以外4.5万円/月]

[15-1-4] 計画届

提出先は(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

[15-1-5] 支給申請

[15-1-6] 助成金支給までの流れ

##[16] 職場適応援助者助成金

[16-1] 職場適応援助者助成金

[16-1-1] 趣旨

職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して助成

[16-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 職場適応援助者による支援を実施する事業主
- 支給対象制度等
 - 職場適応援助者による支援
- 支給対象労働者
 - 障害者

[16-1-3] 支給額

- 【職場適応援助者による支援】
 - ①訪問型職場適応援助者

- 1回の支援時間が4時間以上(精神障害者は3時間以上) 1.8万円/回
- 1回の支援時間が4時間未満(精神障害者は3時間未満) 9,000円/回
- ②企業在籍型職場適応援助者
 - <精神障害者の支援> 1人あたり12万円/月 [中小企業以外9万円/月]
 - 短時間労働者は、6万円/月 [中小企業以外5万円/月]
 - <精神障害者以外の支援> 1人あたり8万円/月 [中小企業以外6万円/月]
 - 短時間労働者は、4万円/月[中小企業以外3万円/月]
 - 特定短時間労働者に対しても助成
- 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修の受講料の1/2

[16-1-4] 計画届

提出先は(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

[16-1-5] 支給申請

[16-1-6] 助成金支給までの流れ

##[17] 重度障害者等通勤対策助成金

[17-1] 重度障害者等通勤対策助成金

[17-1-1] 趣旨

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置(住宅の賃借・通勤援助者の委嘱等)を行う事業主に対して助成

[17-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 障害者の通勤を容易にするための措置を行う事業主
- 支給対象制度等
 - 通勤を容易にするための措置
- 支給対象労働者
 - 障害者

[17-1-3] 支給額

- 支給対象費用の3/4

[17-1-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[17-1-5] 支給申請

[17-1-6] 助成金支給までの流れ

##[18] 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

[18-1] 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

[18-1-1] 趣旨

重度障害者を多数継続して雇用し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成

[18-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 重度障害者を1年を超えて10人以上継続して雇用し、継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上である事業主
- 支給対象制度等
 - 事業施設等の整備
- 支給対象労働者
 - 重度障害者

[18-1-3] 支給額

- 支給対象費用の2/3 (特例の場合3/4)

[18-1-4] 計画届

提出先は(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

[18-1-5] 支給申請

[18-1-6] 助成金支給までの流れ

##[19]障害者雇用相談援助助成金

[19-1] 障害者雇用相談援助助成金

[19-1-1] 趣旨

事業主に対し、障害者の雇入れおよびその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関す る援助の事業を行う事業者に対して助成

[19-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 障害者の雇用管理に関する援助の事業を行う事業者
- 支給対象制度等
 - 雇用管理に関する援助
- 支給対象労働者
 - 障害者

[19-1-3] 支給額

- 1事業主への支援につき、60万円/回(80万円)
- 加えて、実施した事業により対象障害者を雇い入れかつ雇用が継続された場合は、7.5万円/人 (10万円)
- ()は中小企業事業主または除外率設定業種の事業主に対する支援の場合

[19-1-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[19-1-5] 支給申請

[19-1-6] 助成金支給までの流れ

[20] 障害者能力開発助成金

[20-1] 障害者能力開発助成金

[20-1-1] 趣旨

障害者に対して能力開発訓練事業を実施する事業主等に対して助成

[20-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 障害者に対して能力開発訓練事業を実施する事業主等
- 支給対象制度等
 - 能力開発訓練事業
- 支給対象労働者
 - 障害者

- #### [20-1-3] 支給額 【施設設置費】 支給対象費用の3/4
- 【運営費】 支給対象費用の3/4 (重度障害者等は4/5)

[20-1-4] 計画届

提出先は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

[20-1-5] 支給申請

[20-1-6] 助成金支給までの流れ

[21] 職場適応訓練費

[21-1] 職場適応訓練費

[21-1-1] 趣旨

都道府県労働局長の委託を受けて職場適応訓練を実施した事業主に対して助成

[21-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 都道府県労働局長の委託を受けて職場適応訓練を実施した事業主
- 支給対象制度等
- 職場適応訓練
- 支給対象労働者
 - 訓練対象者

- #### [21-1-3] 支給額
 【一般の職場適応訓練(月額)】 2.4万円(重度の障害者以外) 2.5万円(重度の障害者)
 【短期の職場適応訓練(日額)】 960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)

[21-1-4] 計画届 提出先は労働局

[21-1-5] 支給申請

[21-1-6] 助成金支給までの流れ

労働条件等関係助成金

[22] 業務改善助成金

[22-1] 業務改善助成金

[22-1-1] 趣旨

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資 等を行う中小企業事業主に対して助成

[22-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備 投資等を行う中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 生産性向上に資する設備投資等
- 支給対象労働者
 - 最低賃金引上げ対象労働者

- #### [22-1-3] 支給額
 【助成率】 設備投資等に要した費用の3/4~4/5
 【上限額】 引き上げる賃金額および引き上げる労働者数に応じて30万円~600万円

[22-1-4] 計画届 提出先は労働局

[22-1-5] 支給申請

[22-1-6] 助成金支給までの流れ

[23] 働き方改革推進支援助成金

[23-1] 業種別課題対応コース

[23-1-1] 趣旨

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されている業種等が、労働時間削減等に向けた環 境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の 導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に助成 #### [23-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 建設事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師、砂糖製造業(鹿児島県・沖縄県に限る)、その他長時間労働が認められる業種の事業主
- 支給対象制度等
 - 労働時間削減等に向けた環境整備
- 支給対象労働者
 - 対象業種の労働者

[23-1-3] 支給額

- 【助成率】 3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- 【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大550万円等(一定要件の場合、最大720万円加算)

[23-1-4] 計画届 提出先は労働局

[23-1-5] 支給申請

[23-1-6] 助成金支給までの流れ

###「23-2] 労働時間短縮・年休促進支援コース

[23-2-1] 趣旨

労働時間削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

[23-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 労働時間削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む事業主
- 支給対象制度等
 - 労働時間削減・年休促進に向けた環境整備
- 支給対象労働者
 - 労働者

[23-2-3] 支給額

- 【助成率】 3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- 【上限額】 成果目標の達成状況に基づき、最大200万円 (一定要件の場合、最大720万円加算)

[23-2-4] 計画届 提出先は労働局

[23-2-5] 支給申請

[23-2-6] 助成金支給までの流れ

[23-3] 勤務間インターバル導入コース

[23-3-1] 趣旨

勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

[23-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進する事業主
- 支給対象制度等
 - 勤務間インターバル制度の導入
- 支給対象労働者
 - 労働者

[23-3-3] 支給額

- 【助成率】 3/4 (事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万 円を超える場合は4/5を助成) - 【上限額】 インターバル時間数等に応じて、
- - ①9時間以上11時間未満 100万円
 - ②11時間以上 120万円 など
 - (一定要件の場合、最大720万円加算)

[23-3-4] 計画届 提出先は労働局

[23-3-5] 支給申請

[23-3-6] 助成金支給までの流れ

[23-4] 団体推進コース

[23-4-1] 趣旨

中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資 する取組に対して、その経費を助成

[23-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 中小企業の事業主団体
- 支給対象制度等
 - 傘下企業の労働時間削減や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組
- 支給対象労働者
 - 傘下企業の労働者

[23-4-3] 支給額

- 【助成率】 定額 【上限額】 500万円
- 都道府県またはブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)等 の場合は上限額1,000万円

[23-4-4] 計画届 提出先は労働局

[23-4-5] 支給申請

[23-4-6] 助成金支給までの流れ

##[24]受動喫煙防止対策助成金

[24-1] 受動喫煙防止対策助成金

[24-1-1] 趣旨

労働者の健康を保護する観点から、事業場(既存特定飲食提供施設)における受動喫煙を防止す るための効果的な措置を講じた中小企業事業主に対して、その経費の一部を助成

[24-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
- 受動喫煙防止対策を実施する中小企業事業主
- 支給対象制度等
 - 受動喫煙防止対策
- 支給対象労働者
 - 労働者

[24-1-3] 支給額

- 【助成率】 2/3 (飲食店以外は1/2) 【上限額】 100万円

[24-1-4] 計画届 提出先は労働局

[24-1-5] 支給申請

[24-1-6] 助成金支給までの流れ

[25] 団体経由産業保健活動推進助成金

[25-1] 団体経由産業保健活動推進助成金

[25-1-1] 趣旨

事業主団体等に対し、傘下の中小企業等を対象に健康経営を含む産業保健サービスを提供するために医師等と契約した場合に、その活動費用の一部を助成

[25-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 事業主団体等
- 支給対象制度等
 - 産業保健サービスの提供
- 支給対象労働者
 - 傘下中小企業等の労働者

[25-1-3] 支給額

- 1事業主団体等につき年度内1回限り

[25-1-4] 計画届

提出先は(独)労働者健康安全機構

[25-1-5] 支給申請

[25-1-6] 助成金支給までの流れ

[26] 高度安全機械等導入支援補助金

[26-1] 高度安全機械等導入支援補助金

[26-1-1] 趣旨

近年の技術の進展に伴い開発されている安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業 に対して、必要となる費用の一部を助成

[26-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 安全機能を有する車両系建設機械等を導入する中小企業
- 支給対象制度等
 - 安全機能を有する機械等の導入
- 支給対象労働者
 - 労働者

[26-1-3] 支給額

- 補助対象経費の1/2または安全装置ごとの上限額のいずれか低い方の額

[26-1-4] 計画届

提出先は労働基準局安全衛生部安全課

[26-1-5] 支給申請

[26-1-6] 助成金支給までの流れ

[27] エイジフレンドリー補助金

[27-1] エイジフレンドリー補助金

[27-1-1] 趣旨

中小企業事業者による60歳以上の高年齢労働者の労働災害防止のための職場環境の改善等に要す

る経費の一部を補助

[27-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 60歳以上の高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む中小企業事業者
- 支給対象制度等
- 高年齢労働者の労働災害防止対策
- 支給対象労働者
 - 60歳以上の高年齢労働者

[27-1-3] 支給額

- ① 労働安全衛生に係る専門家による、高年齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるにあたって必要な経費および事業者が当該リスクアセスメントの結果を踏まえ実施する優先順位の高い高年齢労働者の特性に配慮した労働災害リスクを低減するための設備の改善等(機器 等の導入・工事の施工等)に要する経費 - 【間接補助対象経費の4/5または100万円のいずれか低い方の額】
- 高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する 経費
 - 【間接補助対象経費の1/2または100万円のいずれか低い方の額】
- ③ 労働者の身体機能低下による転倒や腰痛を防止するため、専門家等による身体機能のチェッ クおよび運動指導に要する経費(役員、派遣労働者を除く5人以上の労働者に対する取組に要す る費用に限る)
 - 【間接補助対象経費の3/4または100万円のいずれか低い方の額】
- ④ コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提 供を含む) に要する経費
 - 【間接補助対象経費の3/4または30万円のいずれか低い方の額】

[27-1-4] 計画届 提出先は労働基準局安全衛生部安全課

[27-1-5] 支給申請

[27-1-6] 助成金支給までの流れ

[28] 個人ばく露測定定着促進補助金

[28-1] 個人ばく露測定定着促進補助金

[28-1-1] 趣旨

リスクの高い作業を行う中小企業事業者に対し、化学物質による健康障害防止のための濃度の基 準の適用等に関する技術上の指針等に基づき適切な呼吸用保護具を選択するために実施する個人 ばく露測定を含め、リスクアセスメントの一環として任意で実施する個人ばく露測定に要する費 用の一部を助成

[28-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - リスクの高い作業を行う中小企業事業者
- 支給対象制度等
 - 個人ばく露測定の実施
- 支給対象労働者
 - 労働者

[28-1-3] 支給額

- 【助成率】 個人ばく露測定の実施のために要する額(消費税は除く)の 1 / 2 【上限】 個人ばく露測定 1 名あたり 5 万円を基準額とする。ただし、間接補助対象経費と基準 額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。なお、申請できる経費は当該事業場のうち1作業場あたり最大5万円を上限とする。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者あたりの交付額の合計は10万円を上限とする。

[28-1-4] 計画届 提出先は労働基準局安全衛生部化学物質対策課

[28-1-5] 支給申請

[28-1-6] 助成金支給までの流れ

[29] 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成

[29-1] 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成

[29-1-1] 趣旨

中小企業退職金共済制度に新たに加入する事業主や、掛金月額を増額する事業主に対して、その 掛金の一部を助成

[29-1-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 中小企業退職金共済制度に新たに加入する事業主、掛金月額を増額する事業主
- 支給対象制度等
 - 中小企業退職金共済制度への加入・増額
- 支給対象労働者
 - 制度加入対象労働者

[29-1-3] 支給額

- 【新規加入掛金助成】
- ①対象労働者の掛金月額の 1 / 2 (労働者ごとに上限5,000円)を、事業主が中退共制度に新たに加入してから 4 か月目より 1 年間控除
- ② 1 週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される通常の労働者と比べて短く、かつ30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額(掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれか)が適用されている場合は、①の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除
- 【掛金月額変更掛金助成】
- 対象労働者の掛金月額の増額分(増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額)の1/3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除
 - (増額前の掛金月額が18,000円以下の場合に限る)

[29-1-4] 計画届

提出先は(独) 勤労者退職金共済機構

[29-1-5] 支給申請

[29-1-6] 助成金支給までの流れ

[29-2] 建設業退職金共済制度に係る掛金助成

[29-2-1] 趣旨

建設業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金の一部を助成

[29-2-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 建設業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主
- 支給対象制度等
 - 建設業退職金共済制度への加入
- 支給対象労働者
 - 建設労働者

[29-2-3] 支給額

- 対象労働者が建退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額320円)のうち50日分の納付を免除

[29-2-4] 計画届

提出先は(独) 勤労者退職金共済機構

[29-2-5] 支給申請

[29-2-6] 助成金支給までの流れ

[29-3] 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成

[29-3-1] 趣旨

清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、そ の掛金の一部を助成

[29-3-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 清酒製造業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主
- 支給対象制度等
 - 清酒製造業退職金共済制度への加入
- 支給対象労働者
 - 清酒製造業の労働者

[29-3-3] 支給額 - 対象労働者が清退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額300円)のうち60 日分の納付を免除

[29-3-4] 計画届

提出先は(独)勤労者退職金共済機構

[29-3-5] 支給申請

[29-3-6] 助成金支給までの流れ

[29-4] 林業退職金共済制度に係る掛金助成

[29-4-1] 趣旨

林業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主に対して、その掛金 の一部を助成

[29-4-2] 支給要件

- 支給対象事業主
 - 林業退職金共済制度に新たに加入する事業主または既に加入している事業主
- 支給対象制度等
 - 林業退職金共済制度への加入
- 支給対象労働者
 - 林業労働者

[29-4-3] 支給額

- 対象労働者が林退共制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額470円)のうち62 日分の納付を免除

[29-4-4] 計画届

提出先は(独)勤労者退職金共済機構

[29-4-5] 支給申請

[29-4-6] 助成金支給までの流れ